

平成22年第3回邑南町議会定例会(第5日)会議録

1. 招集月日 平成22年 2月25日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成22年 3月12日(金) 午前 9時30分
散会 午前11時33分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	細 貝 芳 弘	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	東 義 正	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	藤 田 憲 司	建設課長	洲 濱 芳 文	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 井 克 史	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	三 上 俊 二	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
15 番	日 高 勝 明	1 番	大 屋 光 宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第3回邑南町議会定例会議事日程(第5日)

平成22年3月12日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

- 議案第10号 指定管理者の指定について
- 議案第11号 指定管理者の指定について
- 議案第12号 指定管理者の指定変更について
- 議案第13号 指定管理者の指定について
- 議案第14号 邑南町職員定数条例の一部改正について
- 議案第15号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 議案第20号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第21号 邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第22号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について
- 議案第23号 邑南町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第24号 邑南町地産地消推進条例の制定について
- 議案第25号 公共賃貸住宅における暴力団排除に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第26号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第27号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
- 議案第28号 邑智郡総合事務組合規約の変更について
- 議案第29号 平成21年度邑南町一般会計補正予算第6号について
- 議案第30号 平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第31号 平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第32号 平成21年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第33号 平成21年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第34号 平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第35号 平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第36号 平成21年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号について

- 議案第 37 号 平成 22 年度 邑南町一般会計予算について
- 議案第 38 号 平成 22 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 22 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 22 年度 邑南町老人保健事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 22 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 22 年度 邑南町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 22 年度 邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 22 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について

平成22年第3回邑南町議会定例会追加議事日程(第5日)

平成 22 年 3 月 12 日 (金)

追加日程第 1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第 3 号 永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書の提出
について

発議第 4 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

発議第 5 号 幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出について

平成22年第3回邑南町議会定例会(第5日)会議録

平成 22 年 3 月 12 日 (金)

—— 午前 9 時 30 分 開会 ——

開議宣告

~~~~~○~~~~~

●議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 22 年第 3 回 邑南町議会定例会、第 5 日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、議長において指名をいたします。15 番日高勝明議員、1 番大屋議員、お願いをいたします。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 失礼いたします。この場をお借りしまして、先般 3 月 8 日開会日に一般行政報告をさしていただきましたが、その中で原稿の方が 2 ページになりますけども上下水道のところでは事業の完了年度を平成 21 年度と、上から 5、6 行目になりますけども 21 年度が 22 年度でございましたので、この場を借りまして修正さしていただきお詫び申しあげます。よろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) ただ今執行部の方から修正依頼がございましたけれども、よろしゅうございますで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、それでは修正をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 議案の質疑

●議長(三上徹) 日程第2議案の質疑。初めに議案第10号の質疑を行います。ここで、石橋議員、松本議員、日高學議員、山中議員、辰田副議長の除斥についてを採決いたします。お諮りをいたします。議案第10号につきましては、石橋議員、松本議員、日高學議員、山中議員、辰田議員、辰田副議長に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、石橋議員、松本議員、日高學議員、山中議員、辰田副議長をじよせ、除、除斥することに決定をいたしました。読み上げました5名の議員の退場を求めます。また、この議案第10号につきましては、私に直接の利害関係がある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。議長と副議長が共に退席をしますので、その間の議長につきましては、先に仮議長に選任いたしました高本議員をお願いいたします。お願いいたします。

(6名の議員退場。仮議長高本議員、議長席に着席)

●仮議長(高本勝藏) 三上議長、辰田副議長が除斥となりましたので、この間、私が議事を進行いたしますので、よろしくお願いします。

●仮議長(高本勝藏) それでは、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●仮議長(高本勝藏) はい、無いようでございますので、議案第10号の質疑を終わります。ここで退場されております。6名の議員の入場を求めます。私はこれで仮議長を終えさせていただきます。ありがとうございました

(高本議員は議長席を退席、6名の議員入場、議長着席)

●議長(三上徹) 続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

- 亀山議員(亀山和巳) 9番。

- 議長(三上徹) はい、9番。

- 亀山議員(亀山和巳) はい、この度の税率改正は、6月7月の本算定前の現在の状況での税率改正になっておりますが、今度21年分の所得が確定したり、また国の制度等の変更があったりして最終的には数字が上がるか下がるか分からん状況だろうと思います。そうしたときに税率を、今ここで上げときますと今の状況で上げときますと、本算定のときにはこの税率いうものは動かさんものになるんでしょうか。それとも状況が許すならば、内容が良くなった場合は税率も、その本算定の時期に、また変更ということがありうるでしょうか。

- 表町民課長(表正司) 番外。

- 議長(三上徹) はい、表町民課長。

- 表町民課長(表正司) 今回の税率改正につきましては、あのう、当初予算を組む段階において、まあ、収支不足を生じた関係の中で、あのう、一般会計の繰り入れ等もじょう、投じまして税率の伸びといったものを条例改正でお願いしたものでございます。さき、質問で言われますように本算定の時期に向けて今後医療費の前、21年度の実績等に基づいて再度医療費推計等をしていきますけれども、そうした医療費推計と、また、あのう、国の状況等の中で、精査しました中で改めて、また所得の決定等も踏まえまして改めて税率の方検討していきたいと思っております。まあ、今の方針的には、この大幅な収支の乖離をしているところでございますが、本算定に向けて精査した中で税率を、まあ、所得等の勘案しまして税率を見たときに率が変わるようでしたら本算定の中で、その税率の変更等は当然、あのう、していかなくてはと思っております。以上でございます。

- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。その他ございませんか。

- 宮田議員(宮田秀行) 議長。

- 議長(三上徹) はい、2番。

- 宮田議員(宮田秀行) はい、本来であれば全、全協ですか。そういう席でお尋ねをすれば良ろしかったんですけども、今、あのう、医療費が非常に嵩んできておるところで上げざるを得ない、国民健康保険税を上げざるを得ないということなんですけれども、実際のところ、あのう、町内の医

療機関で使われている医療費あるいは町外に使われている医療費がいくらぐらいづつ掛かっているかというところを、今分かればお答えをいただきたいと思います。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 宮田議員さん質問ですけれども、現在そういったちょっと数値もって、もちあわせておりません。まあ、そうした医療費の現状等につきましては、また、あのう、分析等の中でそういった町内、町外、また県外等の、まあ、そういった分もして行きたいと思っております。そうした中で、またお示しされ、できるときに、まあ、そういった形で、あのう、資料を、あのう、提示して行きたいと思っております、

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、2番。

●宮田議員(宮田秀行) はい、後日で結構ですので資料の提、提供をお願いいたします。

●議長(三上徹) 先ほどからの話のように、できた段階で出すということでございますのでよろしくをお願いいたします。その他ございますか。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) 8番。

●松本議員(松本正) 国の方では、あのう、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正をする法律案を出されております。改正の主旨といたしましては医療保険制度の安定的運営を図る、図るため都道府県による国民健康保険事業の運営の広域化等を推進するための市町村に対する支援の方針の策定、国民健康保険の財政基盤の強化、全国健康保険協会管轄、健康保険にかん、係る国保補助金、補助率の見直し、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講ずることというふうな法律が22年の4月1日には通って7月からが、そういったことになるだろうというふうな話もございますが、こういった点を考慮されて今回の条例改正があったのでしょうか。お尋ねします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 今、松本議員さんおっしゃられますように国民健康保険法等の一部を改正する法律案が、法律が出されております。一つ国民健康保険法でいいます内容の中に市町村国保の保険料軽減のための措置等ということで、財政支援措置の4年間の延長ということがあります。これは、あのう、安定基盤とか軽減措置等の安定基盤とかいった、そういったものを今後4年間の延長ということで措置がされております。そいから広域化を推進する分についてもその中に含まれておりまして、国保法では3点目に保険料滞納世帯であっても医療を現物給付で受けられる子どもの拡大。これは中学生から高校生代以下のところまでの拡大がされております。ただし、この高校生以下の拡大につきましては平成22年の7月1日からの施行ということで、になっております。まあ、こうした国の改正する法律に基づいて予算編成の方も示されておりますので、そういったな、中でこう、あのう、予算を組んでおります。

●議長(三上徹) はい、よろしゅうございます。その他ございますか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、具体的にいうと国民健康保険税の方の、その改正の条例ですの

で、こちらでちょっとお伺いしたいと思うのですが、あのう、昨日の全協でも、あのう、教育民生の常任委員長が改めて指摘を、指摘を、あのう、していただきましたけれども急激な税率アップ、30%ものアップになった原因として、そのこれまでの実際に高齢者支援、後期高齢者支援金などの実際の保険料で、保険税で納めてる分との乖離が大きいということで、これを調整するという話がありましたが、それ以前のときの調整交付金の見込み違いだとか、そうした問題について邑南町だけがみ、見積もり誤りをしたのか邑南町以外もみんな見積もり誤りをしとって値上げになったのか、まあ、どういう対応したのか、まあ、別にして、そういう事態があったのかどうかということは是非調べてほしいという話をしておりました。で、実際にそのこれだけの急激な増税というのはですね、住民の皆さんに説明責任を果たして行く上でも邑南町がミスをしていたのであれば、やっぱりそれだけの責任は当然生じるし、どこも同じように誤ったのであれば、それはそのう、当然そ、その点での違い出てくると思うんです。で、そここのところをどうなのかということについて、やっぱり資料提供も求めたいというのが1点。それから今そのそういう意味で制度改正の後期高齢者の医療制度が発足したことによって相当大きな負担が増えているのは確かなんですけれども、あのう、で今の新しい政権の元では後期高齢者の制度を即廃止というのが公約が崩れて、この4、4年間で見直すという話になっています。で邑南町のこの税率の上げ方というのは、その保険税と実際に払わなければいけない部分の乖離について概ね2年間で解消していくという計画なんですけれども、2年じゃあなくて3年でも4年でも掛けてキチット解消して新制度に対応していくようにどうするかという点では、今年と来年でこれだけ値上げして調整しなきゃあいかんという理由は何でしょうか。2点。それから、あのう、3点目にはですね、その制度改正によるものと調整交付金等の、その誤りというのがあるんですけれども、もう一つは合併協議において3町村の中で旧瑞穂町の金額に合わせるということで、あのう、財政調整しましたよね。で高かったところを、高、高くて加入者も多いところを安くして、そして低いところを、あのう、あげ、人数の少ない低いところを上げてということで、合併の、する以前から合併したら国民健康保険会計はパンクするよという話はずっとされてきました。そのへんのみ、あのう、状況についてはどういうふうに影響を受けたのか。以上3点をちょっとお伺いします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) まあ、常任委員会のときにも質問ありましたように調整交付金等の邑南町以外のところの状況というところも、あのう、調べてみるということはありませんが、まあ、あのう、正式に詳しくは、あのう、資料等、今まだ資料整えておりませんので、これにつきましては分かり次第、あのう、把握次第、また資料もと、あのう、精査して出したいと思っております。それから2年間での改正でございますが、まあ、これまでずっと収支不足を生じてくる中で、まあ、今回こうして大幅な保険税の値上げということで21年度、22年度の見込みを立てておりますが、もう、あのう、国保会計の中の基金も無い中で、またそういった一般会計からの繰入れもお願いしなくてはならない状況の中で、現段階の中では2年間のとこの、まあ、そういった解消をやりたいという思いや方針の中での、当面22年度につきましては一般会計6千430万円を繰り入れていただいて32.9%の大幅な値上げをせざるを得なくなった。そういったお願いをしたいということでございます。それから3点目の合併協議会の関係でございますが、まあ、あのう、確か合併協議会の中では、あのう、まあ、3町の国民保険税の状況の中で瑞穂に、の保険税方式に、まあ、で合併後は行くというような取り決めなされたように思っております。そうした中で、まあ、いろいろと、そのう、合併前の3町の保険料等

にもいろいろ差があるわけでございますけども、まあ、その中で見ますと瑞穂町は、まあ、中間だといったようなこの位置付けでございました。まあ、そうした中で合併を迎え、これまでも国民健康保険の方、運営しておりますが状況的には、これまでも収支、実質収支赤字をやってきておりますので、そういったことも一つは影響があったか、のかなと私自身の方では思っておるところでございます。

●議長(三上徹) 1番目の資料提供については、でき次第提供の方をお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、この他町村、他町村との比較とか動きとかということについてですけれども、町長は今、国保連の副会長だそうでございます、非常にその重要な職責に就いていらっしゃると思うわけでございますが、そういう点で言えばこういうデーターは直ぐに集まるのではないかと思うんですが如何ですか。それから2番目には、の問題についてはこれは課長に答えさせる問題ではなくて町長が答えるべき問題だと思いますがなぜ2年間で解消しなければならぬのか、ついてお答えをしたいと思います。それから3番目の問題はですね、平成15年の一人当たりの調定額は、あのう、保険税のですね。羽須美が4万4千800円、まあ、端数は言いませんが、で瑞穂が5万1千100円、石見は5万6千400円ぐらいでした。で一方、一般の医療費もですね、羽須美が20、一人当たりの医療費ですけれども27万、瑞穂が22万、石見地区が28万というような形で医療費も大きかった形であったわけでありますから、相当大きな財政的な負担で、まあ、2年か3年では基金、基金が尽きるよという状況ではあったことは確かだと思うんです。で、そういうデーターも、これは是非出していただかないと、あのう、合併後ずっと議員している者は状況がある程度分かりますけれども、あのう、新しく議員になられた方含めて、やっぱりそういうデーターも知ったうえでしないと、今回急に何か収支不足が生じて、そのう、こうなったというふうな形では無いと思いますので、そういう意味では合併5年か6年ぐらいまでは踏ん張らなあいかなら踏ん張らなあいかん。それはやっぱり合併を進めた責任として、そのあるわけですね。ですからそういうことがキチンとして、で段階的につっていくのは当然出てくると思うんです。そういう意味でも、あのう、5年が過ぎたら一気に3割上げたぞっていう形は、あのう、約束違反だよっていう話に私はならざるを得ないと思うんです。そういう点も含めて、あのう、そのデーターも、まあ、出して欲しいし、町長にその見解をお伺いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 最初の財政調整交付金の問題ですけども、これは、まあ、直ぐにでも連合会にも行ってデーターを取られれば取るようにしたいというふうに思います。それから2年間で解消するという点については、まあ、私ども執行部はそういう気持ちでとにかく国保会計をとにかく収支ゼロ、いわゆるその収入と支出の方でそれが賄えるようにということを思ってるわけでありまして、しかしながら、まあ、これが23年、24年、25年と、こう段階的にいきますと、それがやっぱり一般会計、一般財源からの投入の額が、こう増えてくるのではないかなあというふうに、まあ、実は基金の関係も考えれば思います。ですから全協でも申しあげたと思いますけども、やっぱり町の大きな財政を預かる私としては、やっぱり全体の財政の健全化ということの中で、どれだけ一般会計から繰り出しができ、できるかなあということが非常に、まあ、重要な課題であると思っておりますので、まあ、取りあえず22年度、この率でやらしていただいて23年度以降に向け

てですね、一般会計からの繰り出しの基準というものをですね、やっぱり明確にしていくことも合わせて必要ではなかろうかなあと、その中でどれだけ一般会計から入れるということが議論の中で固まってくるということも、まあ、やって行きたいなと、まあ、思ってます。それから合併前の、合併前ですね、あのう、協議会の申し合わせ事項として、まあ、瑞穂を、というかた、形で、まあ、進んできたというふうに、まあ、思いますけれども、まあ、それはそれとしてその間、やっぱり、あのう、保険料をできるだけ上げないようにという、やっぱり意識が職員にも、我々にもこう意識的に働いておったのではないかなというのが、実は反省としてあります。やはり合併は合併の事項として尊重はすべきでありますけども17年度以降、やっぱり中期財政的な、やっぱり観点からどれだけ、この国保の運営が健全にで、できるかということ、やっぱりよく見通しをして、そして今回のような急激な値上がりをするのではなくて除々に上げて行くということが、私としては必要だったのかなというふうに、まあ、思って責任者として深く、まあ、反省をしております。まあ、以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、合併時の話をしたことはですね、なぜかという町村合併のときに地方交付税の合併特例算定が、は10年間ですよ。で10年間経ったら今度は90、こう減っていくわけですよ。でそう、だから今はまだ現在は旧羽須美、旧瑞穂、旧石見の、あのう、特例算定があるわけですよ。そう、トータルのボトムは減ってるけど、けれども、それがあある期間のうちはその、やっぱしそれで上にもらってる金はあるはずなんだから、それでそのこういう対策にかけていくっていうことをしていかないといけないんじゃないかと、5年経ってポーンとこう引き上げをしてっていうことをもう少し段階的にこう、もしやるんならやらざるを得ん、あのう、やるべきじゃないかというふうに私は思いますので是非、そういった、そういった点も考慮していただきたいと思います。

●議長(三上徹) これ、これについてはいいですか。回答。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、考えてくださいということです。はい、その他ございませんか。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番。

●中村議員(中村昌史) 先ほど9番議員の質問に対するお答えの中で、税率を本算定までの間で、まあ、変更があれば検討するというふうなお答えでございましたけども、あのう、状況が変わって、その税率の低減要因が生じた場合には、あのう、下げるということだろうと思うんですが、あのう、もう少しですね、あのう、意識的に税率を下げる方向で、例えば応能、応益の負担の割合を見直すとかですね、そういうようなところで本算定までに税率を下げるような努力をされるというふうなことはお考えじゃあないですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) 本算定までに税率を下げるということでの方向で検討がされるかどうかというふうにおっし、ご質問だったと思いますけれども、確かに本算定において、はっきりするのがか、あのう、先ほども課長が言いましたように今年の所得の課税対象になる額がいくらでるのか、これは今丁度申告中でありまして、その6月にならないと確定しないということもあって、現在は前年並

みを見込んだうえでの算定をしとりますので当然、その所得割部分それから応能応益の50、50についても、その状況を見て本算定の方でお示しすることになろうかと思えますけれども、ただ税率を、についての考え方ですけども、今パーセンテージで示しておりますのは一人当たり調定額ということで示しておるわけでございます。ということは医療費に対してどれだけの特定の財源が入ってきてどれだけの保険税が必要となってくるかというところを見るわけですので、これはまだまだ大幅な、その収支不足ということで今回6千400万余りの一般財源の繰入をしております。ですからそのへんのところも繰り入れの金額とも兼ね合いがありますので、それを含めて検討することになろうかと思えます。

●中村議員(中村昌史) 議長

●議長(三上徹) はい、3番。

●中村議員(中村昌史) 今のお答えですと、あのう、医療費が、まあ、あのう、医療費と言いますか支出の方が減るというふうになった場合には、繰り、あのう、一般会計からの繰り入れを、も減ずるといふふうなお答えに聞こえたんですが、そう解釈してよろしいですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) 今の見通しというのは、これ、あのう、医療費の推計をして、これがずっと続くものとして見て、全体でいくらの収支不足を、が出ていると、それを何年かで解消しようという計画で、今その算定をしております。ですから医療費が全体が下がれば、その収支不足額も減ってきますので、そのへんは、あのう、本算定においては考慮すべきことになろうかというふうに考えております。

●議長(三上徹) 一般財源がどうかという分は。変わるかいの、あのう、繰り入れが。

●桑野副町長(桑野修) 繰り入れ額で、その収支不足分の調整をするか保険税の率を下げて調整するかというところですけども、そのへんは両方を兼ね合い、両方兼ねて考える必要があろうかと思っております。本算定の時点で。

●議長(三上徹) はい、良いですか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第20号の質疑を終わります。続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第21号の質疑を終わります。続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第28号の質疑を終わります。はい、続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたって質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

- 松本議員(松本正) はい。

- 議長(三上徹) はい、8番。

- 松本議員(松本正) ページ10ページでございます。国庫補助金ですね教育費国庫補助金がございます。ここで補正では減になっております。そこで一つ国庫補助金の方の学校情報通信技術環境整備事業費補助金が357万9千円の減額というふうになっております。これは教民の説明資料の中では310、312万8千円の歳入減という説明がございましたが、この451千円の差異はどういったことなのかということをお尋ねしたいです。2点といたしまして、学校給食地場農産物利用拡大事業補助金が41万1千円の減というふうになっております。この減額の理由をお尋ねいたします。

- 三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

- 議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

- 三上学校教育課長(三上俊二) 国庫補助金の方で予算書では357万9千円、常任委員会の資料では312万8千円。その差額につきましては、これは、あのう、この事業は生涯学習課でやっておりますテレビの購入に関わるものがありまして学校教育課サイドで示した金額はあくまで学校教育課サイドの電子黒板、コンピューターだけの補助金減ということでご案内しております。ですから差額分は公民館におけるテレビ購入という補助金が、そこに40何万あるということで、ご理解いただきたいと思います。それから学校給食地場畜産物利用拡大事業補助金でございますが、41万1千円の減でございます。これは当初補正予算で90何万の補正を組みまして収入予定ございましたが年度途中からの取組であったということと、いうのが、それから、いうことの理由で実績的には、それ全部消化できなかったということでございます。補助金の確定額は53万6千円となっております。以上でございます。

- 松本議員(松本正) はい。

- 議長(三上徹) はい、8番。

- 松本議員(松本正) はい、1番目の差異は生涯学習課の方での公民館のテレビ購入というような、これは分かりました。そしてもう一つ、あのう、方ですね、年度途中からの取組であったというふうにごございましたけども、これは何時、途中というのは何月からの取組でございますか。

- 三上学校教育課長(三上俊二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。
- 三上学校教育課長(三上俊二) 10月16日から1月25日までの間に関する20回、この献立を実施しました結果でございます。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。その他ございませんか。
- 大屋議員(大屋光宏) はい。
- 議長(三上徹) はい、1番。
- 大屋議員(大屋光宏) ページ24ページの農林水産業費、施設整備、施設整備管理費でお願いします。それと修繕料99万6千円が計上されておりますが、指定管理に出されております、あのう、堆肥化处理施設の修繕ということで聞いておりますが、あのう、修繕をするか所とその内容、それと堆肥化处理施設条例におきましては費用の負担ということで、施設の管理運営及び、まあ、修繕等につきましては、あのう、指定管理者、利用している者がすることになっておりますが、まあ、但し書きで町の方、町長がみ、特段、特別の事情があると認めた場合はこの限りではないとなっております。あのう、今回町の方で負担する特別な事、事情は何か。2点お願いします。
- 藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。
- 議長(三上徹) はい、藤田農林振興課長。
- 藤田農林振興課長(藤田憲司) 始めの、あのう、ご質問ですが茅場処理場に約49万円、農産か、それは、あのう、処、堆肥化处理施設の根幹でございます軸が壊れたということでございます。あのう、これにつきましては、あのう、指定管理の契約のときに大規模修繕の場合、あのう、根幹とか、そういう場合は町が負担する、まあ、協議、協、協、協、町と協議しながらするというようにしております。つきましては、あのう、それについて、あのう、町の、あのう、根幹でございまして、あのう、小規模な修繕等につきましては全額、指定管理者の方でやっていただいておりますが、これについては、あのう、町の方で根幹をやって、あと残りの維持管理の部分は全て、あのう、指定管理者の方でやっていただいております。それと14万8千円程度の農産加工はすみの分につきましても、あのう、機械が壊れたためでございます、あのう、これについても、あのう、小規模な分は、あのう、全て指定管理の方でやっていただいておりますし、これも根幹部分でございます。はすみ特産センターのこれは、あのう、保冷庫が壊れたため、これも、あのう、本体、あのう、施設本体でございまして町の方でやるということに、あのう、元の指定管理の契約上でそういうことにしております。以上でございます。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅう。
- 大屋議員(大屋光宏) はい。
- 議長(三上徹) はい、1番。
- 大屋議員(大屋光宏) 本来であれば、あのう、小規模なもの、大規模なものという分け方じゃなくて、その壊れた理由がどちら側に責任があるかなんだと思います。あのう、大規模で、あのう、管理が悪くて結果として金額が高く付くか付かないかということもあると思うんですけども、あのう、キチンと管理されているかどうかはどうやって確認されるのかと、あと、あのう、決算のときに指定管理者に関する調べというところで、先ほど述べられた施設等については、あのう、一切、あのう、数字が出てこないんですけど、これは、まあ、経、運、経営をしておるわけじゃあないから数字が出ないのか。そのどうやって普段からそのキチンと管理をされているかどうかをし、確認されているかをもう一点お願いします。
- 藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤田農林振興課長。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) この3施設とも、あのう、この建築時から言いますとすべ、ほとんどが10年以上経っております。つきましては、あのう、この管理が不行、あのう、不足で壊れたものではなく老朽化したものと認めまして、あのう、町の方で出すべきところは出すという方針でやっております。それとこの、あのう、決算につきましては茅場処理場は委託料は払っておりませんので、茅場処理場との、それとはすみ特産センターにも、こちらからは管理料を払っていないくて、あのう、決算に出てきておりません。農産加工はすみの場合は、あのう、指定管理料を少し払っておりますが、それは一般、通常の維持管理経費と思っております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、当然耐用年数というのは分かりますので、そういうものについては計画的に、こう修繕をかけるという意味で、できる限り当初予算等、まあ、当初予算で毎年なり計画的にやるべきだと思います。また、そのへんも考慮してください。

●議長(三上徹) はい、その他ございませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、9番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、35ページの総務、総務費の中の情報政策費ですが、これは先の、あのう。

●議長(三上徹) 35いうのがあるかいのお。

●亀山議員(亀山和巳) 一般会計の35ページ。

●議長(三上徹) 補正予算で。

●亀山議員(亀山和巳) 予算。

●議長(三上徹) 補正予算。

●亀山議員(亀山和巳) ごめんなさい、すいません。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

はい、「なし」の声あり

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号に対する質疑に入ります、質疑はございませんか。ありませんか。

「なし」の声あり

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

「なし」の声あり

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第31号の質疑を終わります。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

「なし」の声あり

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、

議案第33号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第30、34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第36号の質疑を終わります。ここで休憩といたします。再開は10時30分といたします。

—— 午前10時18分 休憩 ——

—— 午前10時30分 再開 ——

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

- 亀山議員(亀山和巳) 議長。

- 議長(三上徹) はい、9番。

- 亀山議員(亀山和巳) 先ほどは失礼しました。改めましてさせていただきます。35ページの情報政策費。これは先の、あのう、予算審議のときも伺いました、ここに職員の給与部分が入ってらん。それは総務課の一般管理費で、のところへ2名分入れてあるということでしたが、この情報政策という、この重要な事務事業について職員の、が、ここに貼り付けられができないという具体的な理由がありますでしょうか。

- 日高総務課長(日高禎治) 番外。

- 議長(三上徹) はい、日高総務課長。

- 日高総務課長(日高禎治) 常任委員会ของときでございましたかお答えしておったと思います。まあ、基本的に、そのF T T Hと言いますか電通会計、ここには予算を7名分を組んでおります。というのが任期付職員を含めて7名分。で、去年の当初がここに5人分を組んでおったと思います。で、そのそれで、まあ、今回一般管理費の方で組んだというのは、この今全部含めてあここに9名の職員がおるわけでございますが、今年度のことを申しあげます。9名の内7名は電通会計で、その者を



（削除部分非公開、平成２２年３月１８日削除訂正申し出許可）ただその要綱そのものもやはりご指摘のように、ちょっと実態と合わないのかなあっと、あるいは今の法制度の問題に対してちょっとあっていないのかなあということで、やっぱり教育委員会としてしっかり議論いただき示してもらうべきだろうというふうに思いますけど。

には明確に書いてあるわけですね。で、委嘱は一年毎なんです。町長名で委嘱状が1年毎に出ているはずなんです。そして先ほど課長も、あのう、答弁があったように、キッチンと毎月とうべ、あのう、報告がある人とまとめて報告する人とある、あるという報告がありまし、説明がありました。で、



- 議長(三上徹) はい、6番。
- 清水議員(清水優文) 59ページの病院費繰出金が昨年度より61.6%増えとりますが、その内容を教えてください。
- 藤間財政課長(藤間修) 番外。
- 議長(三上徹) はい、財政課長。
- 藤間財政課長(藤間修) 予算書の59ページですね、あのう、繰り出し基準の関係でございますが21年度までは地方交付税が措置されます。病院関係に、特別交付税と普通交付税で、その額を全額病院の方に出すという方針でございました。ところが昨年、協議をいたしまして郡内全体と組合と協議をいたしまして22年度からは、今度は繰り出し基準をもって病院に繰り出しをするという方針に変わっております。したがって繰り出し基準にいたしますと額がこれだけ増えるということになります。あのう、邑南町だけで言いますと3億100万円でございます。昨年が2億6千円ぐらいですので、あのう、当初比でございますから、これはちょっと今の額は違いますけども、実際には、あのう、2億6千円ぐらい出しております。今回補正いた、いたしましたけれども。それが3億100万円に増えるということになります。これは繰り出し基準を元にして交付税に足して上乗せをして病院に補助するという形に22年度から変わっていくということでございます。
- 清水議員(清水優文) 議長。
- 議長(三上徹) はい、6番。
- 清水議員(清水優文) 他の町村はどの位ですかいね。川本、美郷は。
- 藤間財政課長(藤間修) 番外。
- 議長(三上徹) はい、財政課長。
- 藤間財政課長(藤間修) あのう、運営費の負担割合というのがございまして、これも、あのう、受診率で3町を分けております。で、その内容で分けますと、あのう、22年度の総予算でございますが3億4千457万6千円を病院に繰り出します。その内訳として、まあ、本町が3億174万3千円、で美郷町が0.068%になりますので1千449万1千円、で川本町が13.3%になりますので2千834万2千円。これ三つ合わせまして3億4千457万6千円という、今繰り出し基準の算定をしております。以上でございます。
- 議長(三上徹) はい、その他ございませんか。
- 日高議員(日高勝明) 議長。
- 議長(三上徹) はい、15番。
- 日高議員(日高勝明) はい、定住企画課長にお尋ねをいたします。31ページの矢上高等学校教育振興会補助金400万円。それに関わってお尋ねをいたします。町長は施政方針の8ページにおきまして、矢上高等学校の振興については寮の充実あるいは通学バスの確保、学力の向上対策。そういった矢上高校の存続と発展に向けての熱い思いを施政方針で語っておられます。400万円という資金以外にも、投資以外にもスクールバスを始めとする間接的な矢上高校の生徒の皆さんあるいは学校に対する支援というか、そういう施策を講じ、考えあわせれば大台に乗るのではないかなというようにかなりの金がつぎ込まれていると思っております。400万円やそこらじゃあないだろうと思います。実際は、これは、まあ、教育振興会の活動あるいは、その振興会の活動を通じて学校の現場の方に支援されておる具体的な金でございます。しかし現実にはこの現、矢上高校の現状を見ると現場の先生方が本当に努力をして教育内容の充実あるいは知名度の高揚、そういったことに大変努力をしておられるにもかかわらず、この過去の数字を見ていくと、ことに邑南町内の3中学校

からの矢上高校への進学が年々率が下がってきているという数字が具体的に出ておるわけですね。例えば、まあ、ピークは17年に町内の3中学校が90%を占めていると、106名に対して95名が入るというふうな状況でした。その後この90%という数字は18年度で82%に下がり、19年でちょっと努力の成果があったのか83%に上がりましたが20年の如きは74%に下がり、21年度は遂に7割さえ切って66%というところまで下がってきておる分けですね。中でもこれを、あのう、別に校別に見て、その、その学校の取り組みを非難するつもりはありませんが、地元の石見中学校でも21年度は38%、大幅なダウンをしております。さらに瑞穂中学校に至っては19%、そして羽須美は9%。こういうふうに総体の106名に対して70名ということは66%。こういうふうに、まあ、努力や、いろいろこちらの期待あるいは町長の熱い思い、投資。そういうことがずっと行われておるにもかかわらず、こういうふうに下がってきておるということは、やはり私はもう一つこの邑南町民の皆さん達、それは、あのう、新庄だとか浜田高校だとかいろいろその子どもの志望というものも大事ですから強制するわけにはまいりませんが、やはりこれだけ大きな差が年々出てきて、しかも下降傾向にあるということを考えると、やはり町民に対する啓発とかですね、そういう面が町の施策と相合わせて、もう少し何か具体的に教育振興会というふうな場面を通じて活動が進められて行かないと私も関わっている者の、まあ、行政を始めとして関わっている者の思いが本当に町民の皆さんに通じているのかどうか疑わしくなるような感じがいたします。子どもの学習、教育を受けたい、その気持ちの自由を束縛するものではありませんが、やはりこの小学校から高校に至るまで同じ町の中で一貫して家庭から通って教育を受けることができるこの環境を守ろうとする邑南町の町長以下、議会も始め多くの皆さんの思いを町民の皆さんに、もっとこうしっかりその投資の状況を含めて啓発していく必要があるというふうに思うわけです。そういうことについて現場の方で、もう少しそういった啓発活動というふうなものを、町民にではないです。取り組むべきではないか、その、まあ、決意なりさらにはまた、まあ、町長も非常に大きなこの力をこの方面に注がれているところですから、町長のまた補強される思いがあれば伺いたいものだと思います。以上です。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 熱い思いを聞かしてもらったんですが、あのう、私も一年になるんですが、あのう、去年からいろいろ振興会あるいはあり方検討会というところを介して矢上高等学校の振興については、あのう、いろいろ検討もさしてもらいましたし、勉強もさしもらってます。で、近々ではございますが、また、あのう、来週ですが、あり方検討を招へいしまして、またいろんな問題の意見交換等を行こうとしております。その中で先ほど議員ご指摘のように、あのう、まあ、就学が非常に率が落ちているということも合わせもちまして、まあ、全体的に、あのう、子どもの数も減っていると、でそういう中でいかに啓発をしていくかということを工夫しなさいという町長の、あのう、指令も出ております。で、したがいまして22年の行動につきましては教育委員会と一緒に、な、なりながら、あのう、あるいは教育振興会、あり方検討会そして矢上高等学校のPTA等々と連携を図りながら、もう少し啓発等深めて行きたいと思いますし、そういう決意でおります。で、結論がどういうふうになろうとも、あのう、努力して行きたいというふうに思いますので、ご理解いた、いただきや、いただければと思います。よろしくお願いします。

●議長(三上徹) 町長に代わります。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 特に、まあ、今年度、21年度の卒業生が66と話しがありましたですけども、あのう、やっぱり、このそれぞれの卒業生の進路を見てみますと、かなり今年はばらけてるなあと思いました。まあ、いわゆるその進学より、よりその進学をしたいと、まあ、もっとこの上のレベルに行きたいという生徒もいれば、やっぱりそうじゃあないけども何とか入りたいというような人の中で、やっぱりばらけて行ったということだと思います。で、やっぱり矢上高校の、こう今の状況をこう見てみると一つは産業技術科は以前にも増して、こう元気が出ているかなあと実は、まあ、思ってまして、まあ、元々定員割れはここはしてますけども今年度はそうでも、まあ、定員割れはしておりますが、そんなに減少していない。問題はやっぱり普通科じゃあなかったかなあと今年度は思います。したがって、まあ、さっき言ったようなことの問題にもつながるわけでありですけども、やっぱり魅力のある普通科を作るためには、今の大学上声の中で、如何に、まあ、国公立も含めて大学に進学できるかという高校に、まあ、普通科としてはならなきゃいかんかなあと、まあ、いうふうに、まあ、思っています。で、まあ、昨日の全協の中で交付金事業を使って21年度の補正で何とか町立の研修施設を造りたいというお話をさしてもらいましたけども、まあ、器を造ったから良いということではないわけですし、そこで、まあ、いかに行政も含めて高校生に対して如何に、その学習をしていただくかというような、いわゆるソフトのやり方も当然考えていかなきゃならない。もちろんその先生を誰にするかとかいうことでもありますけども、まあ、徹底的にそこで、まあ、鍛えるというようなこともですね、やっぱり併せ持って考えていって進学率を高めて行きたいなあと、まあ、こういう、まあ、思いがあります。で、これは、まあ、あのう、単に高校だけの問題ではなくて教育委員会も一緒になって考えていただかなきゃあならんと思いますけども、特にやっぱり早い段階から、あのう、学力を向上させて小学校、中学校、高校と、まあ、一貫した学力向上対策ということをやらなきゃいけないというふうに、まあ、思います。で、啓発の話が出ましたけれども確かに、あのう、啓発はこれで良いということではないと思います。何度も何度も繰り返してやらなきゃいけない問題もありますが、一つ、まあ、教育委員会として私はお願いしたいことは、少なくとも、あのう、中学校の校長先生も含めて教員の方々が、いかに矢上高校の存在を高めるかと、こういう共通の意識をですね、さらにこう高めていただくようお願いもしなきゃあいかんかなあと。保護者優先だから好きなおところへ行ってくださいよっていうことでは、やっぱりこれはちょっとこう私どもの一生懸命やっている姿に合わないわけですし校長以下も含めて矢上高校に対するですね、熱いその気持ちをもっといただくようなことをですね、是非またやって行きたいと、まあ、いうふうに、まあ、思います。以上であります。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、15番。

●日高議員(日高勝明) それぞれ課長。町長、課長からこの矢上高校に対する思いが補強されましたので、それでよろしいかと思いますが、先ほど町長がおっしゃったように、まあ、こう私はまだ非公式の資料しか持ち合わせませんから、これが正確なものだとは言いませんが、107名の卒業生の中でですか、国公立大学が20名を超えて21名、22名になる可能性があるのではないかとか、私立大学が23名を超えるのではないかとか、あるいは、まあ、あと短大とか専門学校とかいろいろあるようですが、この特に注目すべきはこの就職においてですね、あのう、県内就職が12名あるようですが、この多くがほとんどが邑南町内での誘致、進出企業、誘致企業等の協力によって町内就職が非常に進んでいると、そして最近の子ども達の傾向として都市へ大きく羽ばたこうと、これも

立派な考え方だと思うんですが故郷に残りたいという子どもが意外と多くなっているということを聞きますが、その一つの表れではないかというふうに思っております。そういった意味で非常にこう嬉しい傾向だと思います。今年度のところ大体その入学を希望している人達の中で寮を求めている、この、あのう、いわゆる研修施設、括弧書き矢上高校寮を町で造るわけですが、これが必要であるという数字が如実に表れているのは21年度の数字でも301名の生徒の中で68名が寮の生徒であるというふうなことを見ても、これはやはりまだまだ今後この産業技術科が広い地域から入ってくる子ども達によって賄われることを思うと大切ではないかと思えます。22年度の予想を、入寮者の中には邑智であるとか大和であるとか旭であるとか志学であるとか江東であるとか弥栄であるとか大東であるとか大朝であるとか、そういったところの子ども達が入寮をしたいということを言っているようですから、これは町の施策は極めて時期を得た適切なものであると思っております。矢上高校を22年度入学で志願した、受験した子ども達は86名いたようですけれども、この試験に出席した人は86名全員でした。全員が欠席一人もなく矢上高校を受けていると。非常に意志が強いということを現していると思えます。郡内の某高校では10名の、受験の届出をしながら10名が欠席している。その子ども達の行方を私は全て知っているわけではありませんが智翠館を目指している子ども達が集团的にその中に含まれているというふうに聞いております。そうするとこの数字から見ても矢上高校というのは非常に意志の強いキチンとした子ども達が86名受験をしてくれているというふうに思う点で、この高校の、まあ、現場教育なり、それを取り巻く町この一生懸命な姿というのはそういうところの数字にも私は表れているんだというふうに思うわけです。是非自信をもってやはり今言われたように啓発を進めて欲しいんですが、一つはやはりこれは教育委員会と連携してと町長おっしゃったと思いますが、そのお出でになる中学校の現場を指導する校長先生とかではなくて、この教員の皆さん方に、この邑南町というものをしっかり認識し、矢上高校というものをしっかり認識しておいていただかないと、その子どもの適正な学校を紹介するということですが、私は決して悪いと言っているわけではありませんが、やはり、まあ、お前の学力からすれば何処何所へ行ったらどうだいというふうなことが、まあ、言われているようなことをいつも聞くにつけて、やはりまずは矢上高校を一つ子ども達に紹介し、その良さを一つ知らせて検討の一番に上げてもらえるような指導ができる先生方を、やはりこれは校長先生また教育委員会も一緒になって指導していただかないと、この邑南町にとっては一見さんの先生ですから実情を良く知らないままそういう進路指導を行われたのでは堪ったものではないというふうに思いますので、ちょっと言葉が過ぎるかも知れませんが、そこらへんの教職員の教育も必要になってくると思います。以上です。所感があれば聞かしてください。

●議長(三上徹) 予算についてですから。その他ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質

疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましてもあらかじめ、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第44号の質疑を終わります。以上で、議案第4号から議案第43号までの質疑はすべて。訂正します。以上で、議案第10号から議案第43号までの質疑は、44号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程の配布)

- 議長(三上徹) ここで、休憩いたします。この場でお待ちください。今から資料をお配りいたします。

—— 午前11時 6 分 休憩 ——

—— 午前11時 8 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。ここでお諮りをいたします。ただいま、松本議員他4名の議員の方から、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書の提出について。山中議員他6名の議員の方から、発議第4号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について。山中議員他5名の議員の方から、発議第5号幼児教育

の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出について。元へ、山中議員他6名の議員の方から、発議第5号幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出について。以上3件の発議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思いません。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、異議なしと認めます。よって、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書の提出について。発議第4号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について。発議第5号幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 追加日程第1、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。始めに、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。8番松本議員。

(議員登壇)

- 松本議員(松本正) 発議第3号を提案させていただきます。平成22年3月12日。邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員松本正。賛成者、邑南町議会議員石橋純二。同、中村昌史。同、宮田秀行。同、大屋宏光、光宏。永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書の提出について。上記の議案を別紙とおりに会議規則第13条の規定により提出します。提案理由を説明申しあげます。別紙、永住外国人に対する地方さいせんけん、地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書。わが国に永住する外国人に対する地方参政権付与の問題を、問題をめぐっては、これまでもしばしば付与法案が提出され、廃案となってきたところである。しかし、国民議論も深められていない中で、国の根幹にかかわる地方参政権付与に関する法律案が、今開会中の通常国会にも提出する動きが伝えられている。日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。また、平成7年2月28日の最高裁、最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているもの、保障しているのは、日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。そもそも参政権は、日本国憲法の基本原理の1つである国民主権の原理に基づくものであり、一方で国籍法第4条においては「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定されていることから、外国人がさいせんけん、参政権を取得するには帰化によるべきものであり、これを立法により付与することは憲法上許されないものと考えられる。したがって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月12日、島根県邑南町議会。提出先の、意見書の提出先でございますが、横路孝弘衆議院議員、衆議院議長。江田五月参議院議長。鳩山由紀夫内閣総理大臣。原口一博総務、総務大臣。千葉景子法務大臣。岡田克也外務大臣への、この意見書を届けようとするものでございます。議員の皆さま方のご賛同をいただき適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 永住外国人に対する地方参政権の付与に関する法律の制定に反対する意見書の採択に反対する討論を行います。地方自治法第10条は市町村の区域内に住所を有する者は、当該町村及びこれを包括する都道府県の住民とすると定めています。市町村の区域内に住所、住所を有する者はすべて住民であり、自然人たると法人たるとを問いません。また、人種、国籍、性別、年齢、行為能力等は、住民たるべき要素とはされていません。そして、第10条2項では、普通公共団体の役務提供の権利と負担分任の義務を定めています。したがって日本国憲法第93条第2項の地方公共団体の長、その議会の議員及び法律で定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するの住民は市町村の区域内に住所を有する者と理解すべきです。しかし、意見書案は平成7年2月28日の最高裁判所の判決を根拠に、選挙権は外国人に及ばないと断定し、さらに、国籍法4条において帰化、4条の帰化条項を適用し、日本国籍になれば参政権を与えてやる。得られるというその選択をすべきではないかと主張しています。ところが、この判決は同時に外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されているものではないと述べていることを見落としてはなりません。現在、わが国には6、60万人を超える永住外国人、出入国管理法及び難民認定法による永住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者が存在しています。これは日本にとって、かつての侵略戦争や植民地支配とも深く関わり、その解決のために過去の清算を未来の和解と協力につなげ、より豊かな地域社会を築くために不可欠の課題です。地方政治は、本来そこに住む全ての住民の要求に応え、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進めなければなりません、進められなければなりません。外国籍であっても、わが国の地方自治体の住民として生活し、納税を始めとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致するものです。なお、邑南町議会基本条例逐条解説、解説では、町民の規定をまちづくり基本条例に示す町内に在住、在勤または在学する個人及び町内に事務所又は事務所を有する法人その他の団体とし、NPOや在日外国人も想定しています。この立場からすれば、永住外国人を地方参政権から排除することに拘泥する必要は全くありません。逆に永住外国人の地方参政権を認めた場合、邑南町としてどのような影響があるのか、検証もしない意見書提出は拙劣といわざるを得ません。人権尊重の町宣言をしている町の議会として慎重な対応が求められます。よって、意見書は提出すべきではありません。

●議長(三上徹) 賛、賛成討論ございませんか。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、15番。10番、13番、ごめんなさい。

●山中議員(山中康樹) 発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書に賛成とする討論をいたします。参政権付与の一つの理由としてありますのは納税関係でございまして、地方自治体の住民として納税をしていただいております中、使い道に対して個人の

声が行政に届かないとの不安、不満の声もあることは聞いておりますが、税金の主な歳出は、公共投資、また福祉、産業など個人でなく、国民、町民全員が平等に暮らすため、利便的な予算配分となっております。また現在隣国におきまして日本人が拉致され未解決の状態である中であります。そのような中、参政権は日本国憲法の基本原理の一つである国民主権の原理に基づくものであり、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができると法律で規定されております。帰化しない中で参政権付与に関する法律制定に対しては、反対をいたします。外国人が参政権を取得してもらうためには帰化してもらう必要があると思っており、発議第3号に反対する意見書に賛成をいたします。発議第3号に制定する反対する意見書に賛成。発議第3号に賛成する、賛成といたします。

●議長(三上徹) 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いうでございしますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、発議第3号永、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第4号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

13番山中議員。

(議員登壇)

●山中議員(山中康樹) 発議第4号、平成22年3月12日。邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員山中康樹。賛成者、邑南町議会議員高本勝藏。同、邑南町議会議員日高勝明。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員亀山和巳。同、邑南町議会議員辰田直久。同、邑南町議会議員日野原利郎。北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙とおりに会議規則第13条の規定により提出いたします。提案理由は口頭をもって説明をいたします。北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。当時の小泉、小泉首相が訪朝した平成14年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め謝罪をしてから、早7年が経過した。この間、5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び即時帰国の展望が全く開けていないばかりでなく、北朝鮮に拉致された疑いを否定できない方々の調査も進展していない。平成20年8月の日朝実務者協議において、拉致問題の解決に向けた具体的行動として、生存者を発見し帰国させるための全面的な再調査に合意したにもかかわらず、北朝鮮側が一向に履行しようとしいない状況が続いている。拉致事件が発生してから30年以上が経過し、拉致被害者並びに家族の方々の高齢化が進んでおり、その心情たるや筆舌に尽くしがたいものがある。拉致問題が我が国に対する主権侵害かつ重大な人権侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題であることは揺るがない。北朝鮮に拉致された日本人全員の一刻も早い救出を実現するため、北朝鮮に対し国際社会との協調による圧力を一層強め、拉致問題の完全解決に向けて、向けて政府が一丸となって行動するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月12日、島根県邑南町議会。意見書の提出先、衆議院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣鳩山由紀夫、国家公安

委員会委員長、拉致問題担当大臣中井洽。外務大臣岡田克也、内閣官房長官平野博文。以上関係機関に提出をいたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長(三上徹) はい、以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。

(議員降壇)

- 議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第4号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第5号幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。13番山中議員。

(議員登壇)

- 山中議員(山中康樹) 発議第5号、平成22年3月12日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員山中康樹。賛成者、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員日高學。同、邑南町議会議員亀山和巳。同、邑南町議会議員松本正。同、邑南町議会議員辰田直久。幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙とおり会議規則第13条の規定により提出、提出します。提案理由、口頭をもって説明をいたします。幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書。政府は平成22年度予算に子ども手当の支給を盛り込みました。親の世帯の収入に関係なく一律で手当を支給することは、家庭の所得格差の是正にはつながらない、つながらず、抜本的な少子化対策のためには不十分と言わざるを得ません。子育て世帯は幼児教育、保育サービスの充実を求めており、こうしたニーズに応える施策を的確に打ち出す必要があります。特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められます。また、たいち、待機児童を解消し、全ての子育て世帯が安心して子どもを産み、育てる社会づくりを進めなければなりません。よって、国会及び政府におかれては、次の事項の実現に努めることを強く求めます。1、幼児教育に対する子育て世帯の負担を段階的に軽減するため、幼児教育無償化に取り組むこと。2、国の責任の下、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の確保に努め、保育所の拡充を図り、仕事と子育ての両立ができる社会の実現、実現に取り組むこと。3、中山間地域や離島など、税財政基盤が脆弱な地域においても、誰もが安心して保育や幼児教育に係るサービスが受けられるよう、今後の新たな制度設計にあたっては、地方自治体の財政力格差に対して十分な配慮を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月12日、島根県邑南町議会。意見書の提出先、衆議院、衆議院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣鳩山由紀夫、財務大臣菅直人、文部科学大臣川端達夫、厚生労働大臣長妻昭、内閣府特命担

当大臣、国家戦略担当仙谷由人。内閣官房長官平野博文。以上関係機関に提出をいたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 乳幼児の乳、幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書案に賛成討論を行います。民主党政権は子ども手当など子育て支援を強調する、される割には保育所予算の増加は少なく、また大都市の保育所設置基準を緩和し、また国が負担している私立保育所の運営費負担を地方に転嫁しようとしている今誠に適切な意見書です。さらに提案者の山中議員は自民党公認ながら、これまでの自民、自公政権が進めてきた保育所予算カットに真摯に反省され、提案されることに敬意を表します。例えばこれまで規制緩和の名前で自公政権は98年に短時間保育所、保育士制度の導入。98年に乳児保育室の面積の実質切り下げ、延長保育補助金の削減、待機児童対策として定員の弾力化、これは98年です。社会福祉法人に限定されていた保育所設置主体に企業参入も可能にしました。これは2000年です。また04年からは自治体の一般財源の主たる財源となる地方交付税を削減する一方で、公立保育所運営費国庫負担を自治体の一般財源化するという制度変更が行われました。こうした保育所、保育の切り捨てに対して、元に戻し改善することを今後も力をあわせて一緒に頑張っていきたいと思います。

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。ごめんなさい。反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第5号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第5号幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●議長(三上徹) それでは、本日はこれにて散会といたします。大変、ご苦労さんでございました。

—— 午前11時33分 閉会 ——